

改正

平成8年12月13日規則第13号
 平成10年3月24日規則第4号
 平成17年3月11日規則第6号
 平成18年1月31日規則第2号
 平成26年3月28日規則第10号

当麻町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、当麻町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成6年当麻町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間は、次のとおりとする。

| 施設区分 | | 使用時間 | | |
|--------------|--------------|----------------|-----------------|--|
| ヘルシーシャ ト | 浴室 | 午前10時から午後10時まで | | |
| | 休憩室 | 午前10時から午後10時まで | | |
| | レストラン | 午前10時から午後10時まで | | |
| | 研修室 | 日帰 | 午前9時から午後9時まで | |
| | | 宿泊 | 午後3時から翌日の午前9時まで | |
| | コミュニティーホール | 午前9時から午後9時まで | | |
| 調理実習室 | 午前9時から午後9時まで | | | |
| 保健福祉セン ター | すこやかホール | 午前9時から午後9時まで | | |
| | 視聴覚室 | 午前9時から午後9時まで | | |
| | ふれあい交流室 | 午前9時から午後9時まで | | |

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(入館の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町長は、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 酒に酔って館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第4条の制限を受けている者
- (3) 動物の類を携行する者
- (4) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他これらに類似する行為をする者
- (5) その他管理運営上支障があると認められる者

(入館者の遵守事項)

第4条 入館者は、この規則及び職員の指示に従うほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、附属設備等を汚し、若しくは損傷し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 設備等の取扱いを適切に行うこと。

2 町長は、入館者が前項の規定に違反し、施設の管理運営上支障があると認めるときは当該入館者に対しては、施設の使用を制限し、又は退館させることができる。

(使用の許可手続)

第5条 施設のうち次に掲げる各室を使用しようとする団体は、あらかじめ、別記第1号様式の使用申込書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 研修室

- (2) コミュニティーホール
- (3) 調理実習室
- (4) すこやかホール
- (5) 視聴覚室
- (6) ふれあい交流室

2 町長は、研修室等の使用を許可したときは、別記第2号様式の使用承認書を交付するものとする。

3 町長は、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるときは、その使用を許可しない。

(使用料の減免手続)

第6条 条例第10条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用申込書に減免を受けようとする理由を併せて記載し、その許可を受けなければならない。

(損傷又は滅失の届出)

第7条 使用者が施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を文書により町長に届け出なければならない。

(原状回復の義務)

第8条 研修室等の使用の許可を受けた者は、研修室等の使用を終了したときは、使用した施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第8条の規定により許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(施設管理)

第9条 条例第12条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第2条から第5条まで及び第7条、第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月13日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月31日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

健康福祉施設使用申込書

年 月 日

当麻町長 宛

団体名
(使用団体の責任者)

住所

氏名

電話番号 () 局 番

次のとおり施設を使用したいので申し込みます。

| | | | | |
|------------------|-------------------------|--|------------|----------|
| 使用月日 及び時間 | 月 日 月 日 | 午前/午後 午前/午後 | 時 分 時 分 | から まで |
| 使用区分 | 日帰り (時間)・宿泊 (泊) | | | |
| 使用目的 | | | | |
| 使用室名 | ヘルシーシャトー | 研修室 1. 2. 3. 4. 5. 6 コミュニティーホール ・ 調理実習室 | | |
| | 保健福祉センター | すこやかホール ・ 視聴覚室 ふれあい交流室 1. 2 | | |
| 使用備品 | 1 音響装置 2 映像装置 3 その他 () | | | |
| 使用人数 | 名 (大人 名 小人 名) | | | |
| ※使用料 | 円 | | | |
| ※特記事項 | | | | |
| ※使用の条件 | | | | |
| 使用料の減免を受けようとする理由 | | | | |

備考 ※印欄は、記載しないでください。

健康福祉施設使用承認書

年 月 日

団体名

（使用団体の責任者）

住 所

氏 名

様

当麻町長

印

年 月 日申込みの施設の使用について、次のとおり承認します。

| | | |
|------------------|------------------------|--|
| 使用月日 及び時間 | 月 日 月 日 | 午前/午後 時 分から 午前/午後 時 分まで |
| 使用区分 | 日帰り（ 時間）・宿泊（ 泊） | |
| 使用目的 | | |
| 使用室名 | ヘルシーシャトー | 研修室 1. 2. 3. 4. 5. 6 コミュニティーホール ・ 調理実習室 |
| | 保健福祉センター | すこやかホール ・ 視聴覚室 ふれあい交流室 1. 2 |
| 使用備品 | 1 音響装置 2 映像装置 3 その他（ ） | |
| 使用人員 | 名（大人 名 小人 名） | |
| 使用料 | 円 | |
| 特記事項 | | |
| 使用の条件 | | |
| 使用料の減免を受けようとする理由 | | |